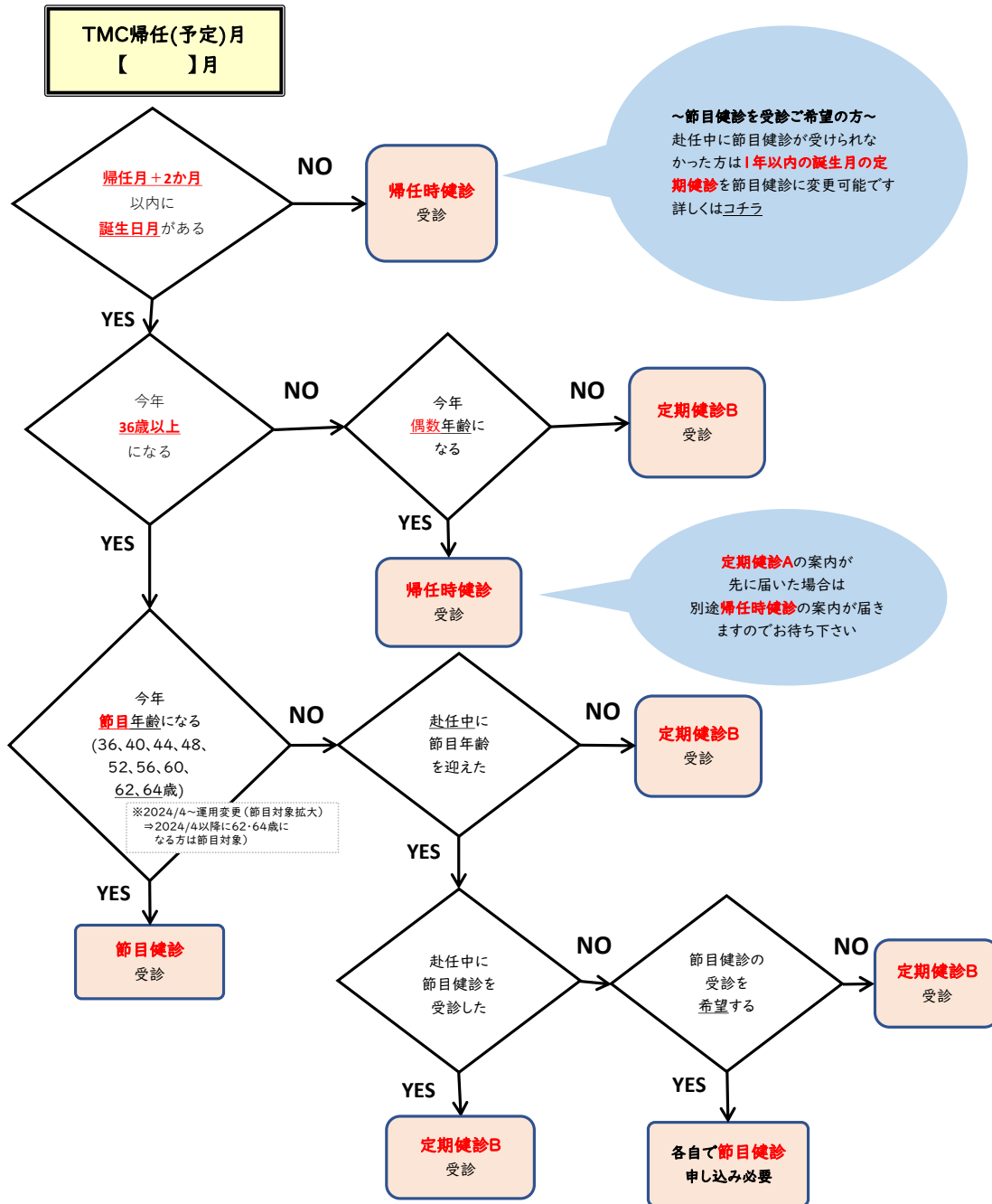


# 帰任後にあなたが受ける健診はこのコース!

■労働安全衛生規則第45条より

帰国後速やか(TMC規則:2か月以内)に受診することが定められています。

以下のフローチャートを使い、あなたが受診すべきコースを確認しましょう!



～節目健診を受診ご希望の方～  
赴任中に節目健診が受けられな  
かった方は1年以内の誕生日の定  
期健診を節目健診に変更可能で  
詳しくはコチラ

定期健診Aの案内が  
先に届いた場合は  
別途帰任時健診の案内が届き  
ますのでお待ち下さい

・定期Bの案内が来た時点で  
ご自身でウェルボWebより申し込みが必要  
・節目健診に変更できるのは  
帰任後1年以内の定期健診のみ

## 帰国後国内出向

◆帰任前下記まで連絡  
国内出向者健康支援窓口<al-kokunai@mail.toyota.co.jp>

## 受入出向者

◆帰任後、下記1～3の方法で速やかに受診  
1)ウェルボ 2)一般医療機関 3)元会社(帰任先)